

第3回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月19日(水) 13時30分～14時05分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 12 人

会長	10番	高橋 藤人	委員	境 祐二	推進委員
	1番	三上 豊	委員	山中 寛幸	推進委員
	2番	浅利 力	委員	山口 努	推進委員
	3番	佐々木清春	委員		
	4番	外崎 雅彦	委員		
	5番	三浦 隆彦	委員		
	6番	藤田 重孝	委員		
	8番	原子 一行	委員		
	9番	土岐 工	委員		

4. 議事日程

議案第7号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第8号	農用地利用集積計画書の決定について
議案第9号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
報告第8号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第9号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第10号	令和7年度最適化活動の目標の設定等の公表について

5. 農業委員会事務局職員

次長	齋藤 孝嗣	主事	白戸 優之
----	-------	----	-------

6. 会議の概要

次長（齋藤） 大鰐町農業委員会憲章唱和を行ないますので、皆様御起立ください。

ただいまから、第3回大鰐町農業委員会総会を開催いたします。
高橋会長、挨拶をお願いします。

会長（高橋） （挨拶）

次長（齋藤） 会長ありがとうございました。引き続き進行の方をお願いします。

議長（高橋） 本日は、委員15名中12名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、私の方から指名いたします。
2番の浅利力委員と、8番の原子一行委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。
議案第7号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第7号について説明いたします。
本会議に提出されました件数と筆数、面積は、所有権関係が、申請件数2件となっており、田0筆、畑2筆6,392㎡の合計2筆6,392㎡であります。また、使用収益権関係では、申請件数5件となっており、田8筆13,869㎡、畑21筆23,067㎡の合計29筆36,936㎡であります。詳細は省略いたします。
いずれも農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。
以上であります。

議長（高橋） 議案第7号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議案第7号については、原案のとおり許可することにいたします。

続いて、議案第8号、農用地利用集積計画書の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第8号について説明いたします。
こちらは、大鰐町長より、農用地利用集積計画を定めたい旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものです。
本会議に提出されました件数と筆数、面積は、所有権関係は0件、利用

収益権関係では、申請件数 2 件となっており、田 3 筆 7,284 m²、畑 0 筆の合計 3 筆 7,284 m²であります。詳細は省略いたします。

以上であります。

議長（高橋）

議案第 8 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議案第 8 号については、原案のとおり決定することにいたします。

続いて、議案第 9 号、農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸）

議案第 9 号について説明いたします。

本会議に提出されました件数と筆数、面積は、所有権関係は 0 件、利用収益権関係では、申請件数 4 件となっており、田 8 筆 13,713 m²、畑 0 筆の合計 8 筆 13,713 m²であります。詳細は省略いたします。

以上であります。

議長（高橋）

議案第 9 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議案第 9 号については原案のとおり決定することにいたします。

続いて、報告第 8 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸）

報告第 8 号について説明いたします。

今回の受理は、6 件で田が 11 筆、畑が 29 筆の計 40 筆 61,789 m²が相続されました。

議長（高橋）

報告第 8 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、報告第 8 号は原案のとおり受理することにいたします。

続いて、報告第 9 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸）

報告第 9 号について説明いたします。

今回の受理は、1 件です。農地法第 3 条にて賃貸借をしていた農地を合意解約したものです。

議長（高橋）

報告第 9 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、報告第 9 号は原案のとおり受理することいたします。

続いて、報告第 10 号、令和 7 年度最適化活動の目標の設定等の公表について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸）

報告第 10 号について説明いたします。

委員任命が令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日となります。また、認定農業者がこれまでの 136 から 130 へ 6 の減、令和 5 年度の新規参入者が 1 名で 1.1ha を耕作している状況となっております。最適化活動の活動日数を昨年度は 6 日に設定しておりましたが、今年度は 10 日を活動日数としました。活動日数が増えますと交付金に反映されるので 1 日でも多く活動していただきたいと思います。

議長（高橋）

報告第 10 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、報告第 10 号は原案のとおり公表することいたします。

これで、全ての議案の審議が終了しました。御協力ありがとうございました。以上をもちまして、第 3 回総会を閉会いたします。